四十　金沢信用金庫
四十一　北陸信用金庫
四十二　鶴来信用金庫
四十三　福井信用金庫
四十四　敦賀信用金庫
四十五　小浜信用金庫
四十六　富士宮信用金庫
四十七　焼津信用金庫
四十八　遠州信用金庫
四十九　大垣西濃信用金庫
五十　関信用金庫
五十一　三重信用金庫
五十二　紀北信用金庫
五十三　京都北都信用金庫
五十四　米子信用金庫
五十五　日本海信用金庫
五十六　おかやま信用金庫
五十七　津山信用金庫
五十八　玉島信用金庫
五十九　備前信用金庫
六十　しまなみ信用金庫
六十一　東山口信用金庫
六十二　徳島信用金庫
六十三　幡多信用金庫
六十四　九州ひぜん信用金庫
六十五　たちばな信用金庫
六十六　熊本中央信用金庫
六十七　奄美大島信用金庫
六十八　北央信用組合
六十九　札幌中央信用組合
七十　ウリ信用組合
七十一　函館商工信用組合
七十二　石巻商工信用組合
七十三　茨城県信用組合
七十四　熊谷商工信用組合
七十五　埼玉信用組合
七十六　房総信用組合
七十七　文化産業信用組合
七十八　東京厚生信用組合
七十九　東信用組合
八十　江東信用組合
八十一　新潟縣信用組合
八十二　新栄信用組合
八十三　さくらの街信用組合
八十四　協栄信用組合
八十五　新潟大栄信用組合
八十六　金沢中央信用組合
八十七　豊橋商工信用組合
八十八　のぞみ信用組合
八十九　中央信用組合
九十　淡陽信用組合
九十一　山口県信用組合
九十二　香川県信用組合
九十三　福岡県南部信用組合
九十四　長崎県民信用組合
九十五　佐世保中央信用組合
九十六　奄美信用組合

石川県金沢市南町一番一号
石川県金沢市玉川町十一番十八号
石川県白山市鶴来本町一丁目ワ百七番地の二
福井県福井市田原二丁目三番一号
福井県敦賀市本町一丁目十一番七号
福井県小浜市大手町九番二十号
静岡県富士宮市元城町三十一番十五号
静岡県焼津市栄町三丁目五番十四号
静岡県浜松市中区中沢町八十一番十八号
岐阜県大垣市恵比寿町一丁目一番地
岐阜県関市東貸上十二番地の一
三重県松阪市朝日町一区十六番地の六
三重県尾鷲市野地町一番三号
京都府宮津市字鶴賀二千五十四番地の一
鳥取県米子市東福原二丁目五番一号
島根県浜田市殿町八十三番地一
岡山県岡山市北区柳町一丁目十一番二十一号
岡山県津山市山下三十番地の十五
岡山県倉敷市玉島一千四百三十八番地
岡山県備前市伊部一千六百六十番地の七
広島県三原市港町一丁目八番一号
山口県防府市天神一丁目十二番十八号
徳島県徳島市紺屋町八番地
高知県四万十市中村京町一丁目十七番地
佐賀県武雄市武雄町大字富岡八千八百九十四番地
長崎県諫早市八坂町一番十号
熊本県熊本市中央区大江本町一番六号
鹿児島県奄美市名瀬幸町四番十八号
北海道札幌市中央区南一条西八丁目七番地の一
北海道札幌市中央区南二条西二丁目十二番地
北海道札幌市中央区大通西十二丁目四番七十号
北海道函館市千歳町九番六号
宮城県石巻市中央二丁目九番三号
茨城県水戸市大町二丁目三番十二号
埼玉県熊谷市本町二丁目五十七番地
埼玉県本庄市児玉町児玉四十四番地十六
千葉県茂原市高師町一丁目十番地五
東京都千代田区神田神保町一丁目百一番地神保町百一ビル
東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号
東京都墨田区吾妻橋一丁目五番三号
東京都江東区住吉二丁目六番八号
新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一
新潟県新潟市江南区旭二丁目一番二号
新潟県阿賀野市中央町一丁目九番一号
新潟県燕市東太田六千九百八十四番地
新潟県燕市分水桜町一丁目四番十四号
石川県金沢市上近江町十五番地
愛知県豊橋市前田町一丁目九番四
大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
香川県高松市亀井町九番地十
福岡県久留米市合川町字十三部三十一番地の三
長崎県佐世保市下京町九番十二号
長崎県佐世保市宮崎町三番十八号
鹿児島県奄美市名瀬幸町六番五号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十九年七月一日から平成二十九年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第六百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道虻田郡豊浦町字大岸六七七番三から同道虻田郡豊浦町字大岸七〇八番二まで	前	最大 六八	二三五
		最小 二六	
	後	最大 九七	
		最小 四三	

○国土交通省告示第六百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
登別市川上町一五七番二から同市川上町一六六番二まで	前	最大 七三	二七二
		最小 三二	
	後	最大 九七	
		最小 三三	